

【中国】 種子法の改正

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

* 2015年11月4日に改正された種子法は、登録管理制度の合理化、国による新品種開発支援と新品種の保護強化、国内の種子産業の振興と国際競争力の強化等を目的とする。

1 改正の経緯

2000年に制定・施行された種子法（全78か条）は、生殖質資源（生殖細胞の遺伝情報資源）の保護と合理的利用、植物品種の選別・育成及び種子の生産・経営・利用等に関する法的規範の整備、それらの業務に携わる者の合法的権利利益の保護、種子の品質向上と産業化の推進、農林業の発展等を立法目的としている。国の食料安全保障、生態系の保全、農林業の発展のための基本的な立法の1つであり、農作物の品質向上、種子の生産・管理や市場の秩序維持等の面で重要な役割を果たしてきた。しかし、近年、国内の急速な経済発展、種子関連産業の多様化、新品種の国際的な開発競争の激化など様々な変化の中で、それに十分に対応するための法整備が課題となっていた。

種子法は制定後、2004年と2013年に部分改正が行われているが、ごく小規模なものであった。今回の改正は、①国内の種子産業のイノベーション能力及び国際的な市場競争力の向上、②生殖質資源保護の徹底、③品種の認定、登録管理、新品種保護、種子産業の監督管理等に関する法的規制の強化と合理化等を目的とし、改正事項も多岐にわたっている。

改正法案は、2015年4月20日、第12期全国人民代表大会常務委員会第14回会議に提出され、第1回審議が行われた。その後、意見公募を経て修正が加えられ、10月30日からの同第17回会議で第2回審議が行われ、11月4日に可決、成立し同日公布された（注1）。改正法は、条数が旧法より16か条増えて全94か条、施行日は2016年1月1日である。

2 改正法の内容

(1) 立法目的と適用範囲

改正法では、本稿冒頭で紹介した旧法の立法目的に加え、種子管理に関する法的規範整備、植物新品種権の保護、国の食料安全保障が、新たに立法目的として明記された（第1条）。この法律にいう種子とは、子実（植物の種子）、果実、根、茎、苗、芽、葉、花など、農作物及び林木の栽培材料又は繁殖材料を指し、中国国内における品種の選別・育成及び種子の生産・管理に関する活動に対し、この法律が適用される（第2条）。

(2) 生殖質資源庫の設置

国の農林行政部門は、生殖質資源庫、生殖質資源保護区又は生殖質資源保護地を設置しなければならないが、省級政府の農林行政部門も必要に応じてそれらを設置することができる。それらの生殖質資源は公共資源であり、法に従ってオープンな利用を行う。（第10条）

(3) 生殖質資源の主権とその管理

国は生殖質資源に対して主権を有し、いかなる組織及び個人も国外に生殖質資源を提供

するとき、又は国外の機関若しくは個人と共同で生殖質資源の研究・利用を行うときは、それによる国の利益に関する計画書を添えて省級政府の農林行政部門に申請しなければならない。申請を受理した農林行政部門は、査定後、国の農林行政部門に届け出て承認を受けなければならない。国外から生殖質資源を導入するときは、国の農林行政部門の関係規定に従って処理を行う。(第 11 条)

(4) 育種研究及び種子産業に対する国の支援強化

国は、①大学・研究機関が育種関連の基礎研究、先端技術研究等の公益性の研究を重点的に行うことを支持し、②種子企業がそれらの研究成果を十分に利用して自社が知的財産権を有する優良品種を育成すること、及び種子企業と大学・研究機関が技術開発プラットフォームを構築して産学協同の種子産業技術イノベーション体系を構築することを奨励し、③実用化により得られる研究開発担当者の合法的権利利益を保障する(第 12 条)。また、国は、そのための財政支援及び種子産業関連の公益性のインフラ整備等を強化する(第 63 条～第 69 条)。

(5) 新品種の保護強化

国による植物新品種保護制度を一層拡充するため、改正法は新品種の保護について新たに 1 章を設けた。国は、植物新品種権を付与し、権利者の合法的権利利益を保護するとともにその実用化を奨励し、植物新品種権が付与された品種が普及・応用されたときは、その育種者が法に従って相応の経済的利益を得る(第 25 条)。植物新品種権が付与された品種に対しては、その育種を完成させた機関又は個人が排他的独占権を有する(第 28 条)。

(6) 財政資金の利用と権利取得の関係

国の財政資金を利用して完成された育種発明の特許権及び植物新品種権は、国家安全、国家利益及び重大な公共利益に関わるものを除き、当該開発プロジェクトの実施者が法に従って取得する。主として財政資金により完成された育種成果の譲渡及びライセンスング等は、法に従って公開しなければならない、無断取引は禁止される。(第 13 条)

(7) 品種の認定・登録制度の合理化

主要農作物(稲、小麦、トウモロコシ、綿花、大豆)及び主要林木(国及び省級の林野行政部門が指定)については品種審査認定制度を実施し、国又は省級政府による事前の審査・認定を義務付ける(第 15 条)。主要農作物以外の一部の農作物については登録制度を実施し、登録対象となる品種の範囲については、生物多様性の保護や消費者の安全確保等の原則に基づいて定め、厳格な管理を行わなければならない(第 22 条)。

(8) 遺伝子組換え植物に対する管理の強化

遺伝子組換え植物の品種の選別・育成、試験、審査・認定及び普及に当たっては、安全性評価の実施と厳格な安全制御対策を義務付け、政府に対しても、トレーサビリティ制度の整備及び品種の認定・普及に関する情報公開の推進を義務付ける(第 7 条)。

注(インターネット情報は 2015 年 12 月 14 日現在である。)

(1) 「中华人民共和国种子法」国务院法制办公室 <<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfq/fl/201511/20151100479406.shtml>>